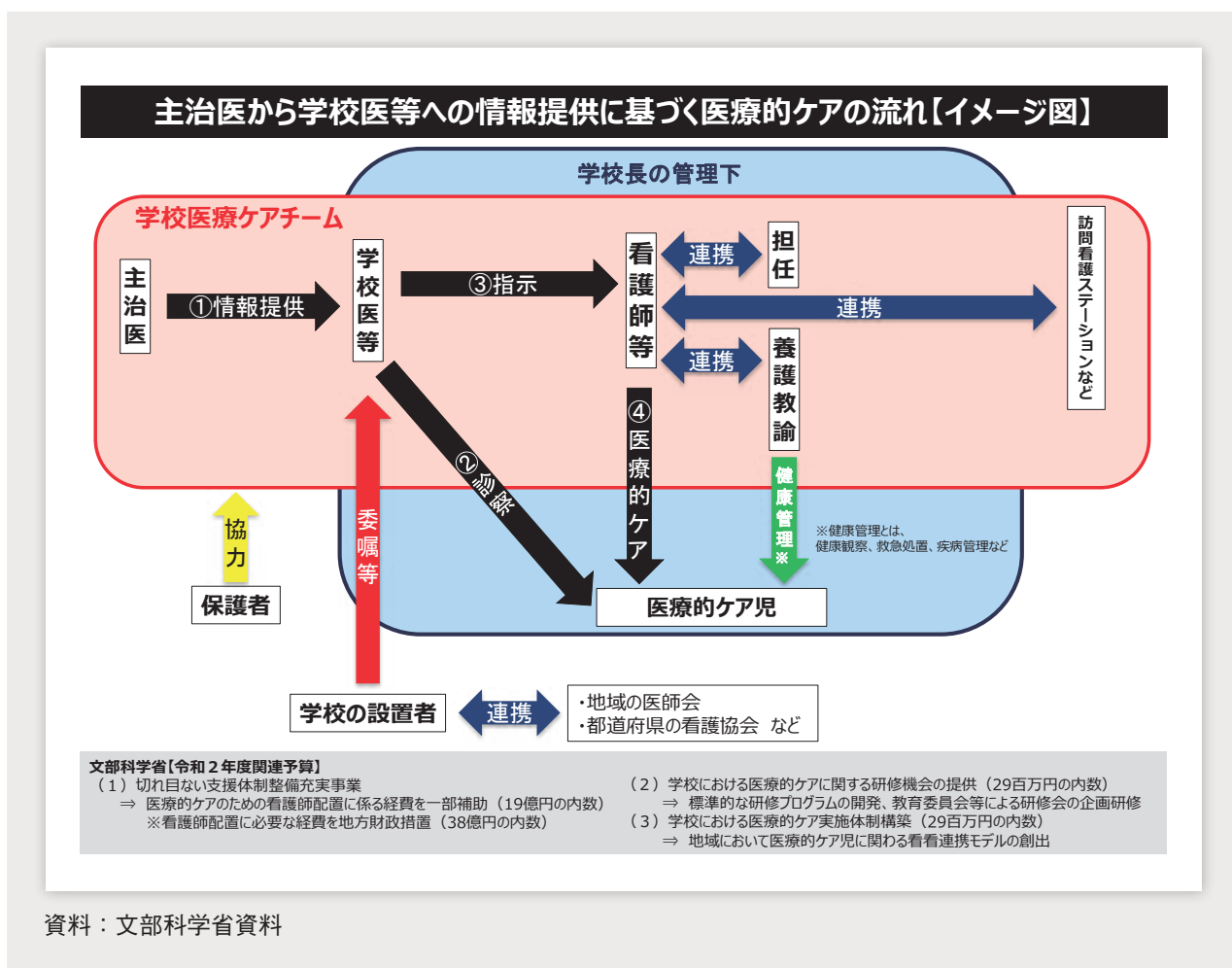


第2-2-12図 学校医療ケアチーム（イメージ図）

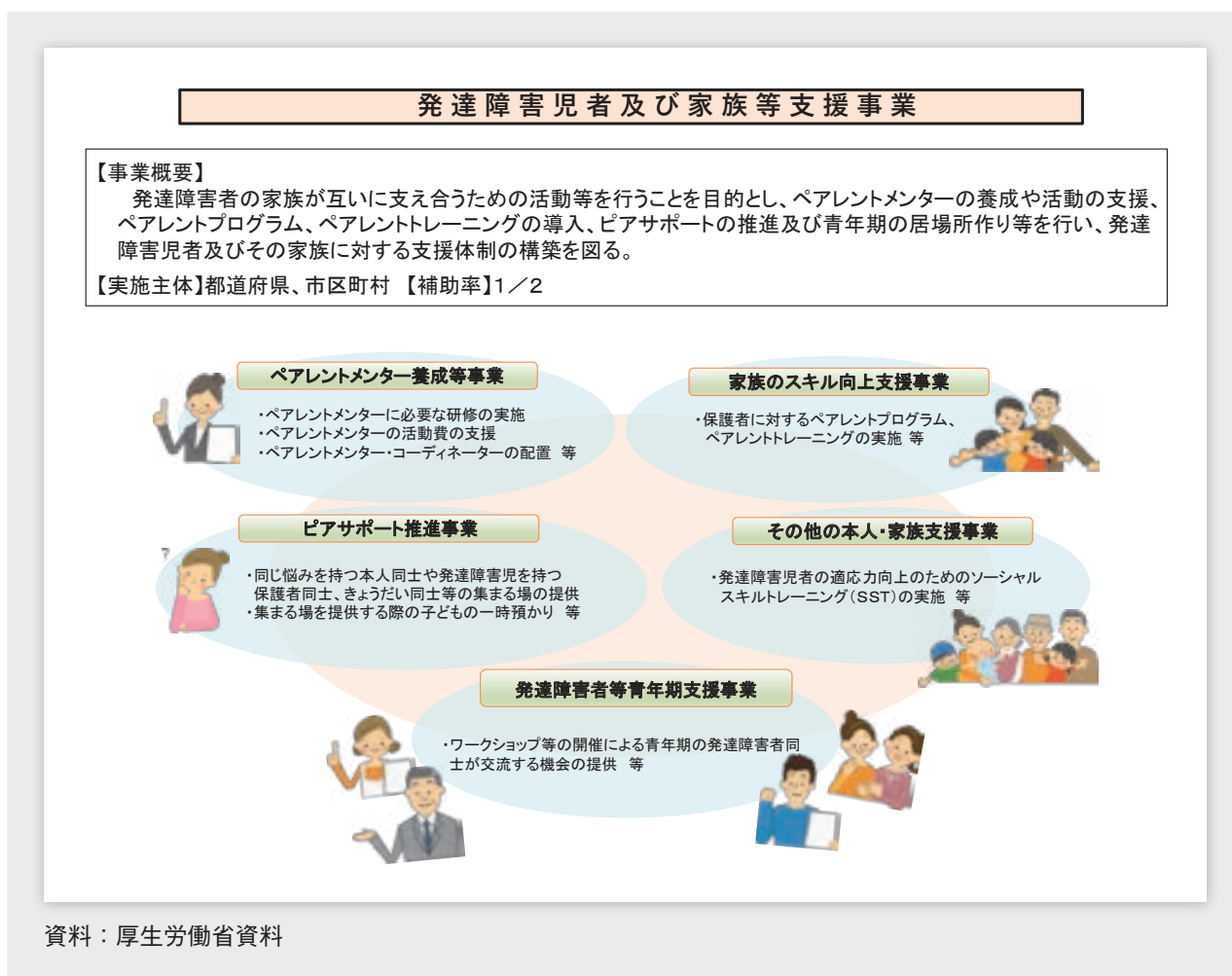


発達障害のある子供への支援の充実

発達障害児への支援については、2016年通常国会（第190回国会）において「発達障害者支援法」（平成16年法律第167号）の一部が改正されたことを踏まえ、発達障害者の乳幼児期から高齢期までの各ライフステージに対応する一貫した切れ目ない支援の推進を図るため、保健、医療、福祉、教育及び労働等の制度横断的な関連施策の推進に取り組んでいる。具体的には、都道府県・指定都市に、保健、医療、福祉、教育、労働に関する機関が参加する「発達障害者支援地域協議会」を設置し、地域における発達障害児の支

援体制に関する課題について情報を共有する等、関係機関の連携の緊密化を図ることとしている。

また、発達障害児者やその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、2018年度から「発達障害児者及び家族等支援事業」において、発達障害児の保護者に対するペアレントトレーニングや、発達障害者同士のピアカウンセリング等を実施した市町村に対する補助事業を創設した。2020年度からは青年期の発達障害者等の居場所を作り、社会から孤立しない仕組み作りを行うための支援を新たに実施している。（第2-2-13図）



そのほか、発達障害等に関する知識を有する専門員が、市町村の保育所、放課後児童クラブ等の子供やその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対して、発達障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行っており、2020年度からは、発達の気になる子供などに対し、切れ目ない支援を継続的に実施するための戸別訪問等を新たに実施するなど、地域における発達障害児に対する支援体制の充実を図っている。

### 「気づき」の段階からの支援

乳幼児健診や子育て家庭の利用する様々な施設・事業において、特別な支援が必要となる可能性のある子供を早期に発見し、適切な専門機関につなぐこと等により、「気づき」の段階からの支援の充実を図っている。

### 特別支援教育の推進

障害のある子供については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するために必要な力を培うことができるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」において一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援が行われている。

また、障害のある子供に適切な指導や必要な支援を行うためには、特別支援教育にかかわる教師の専門性の向上や、各学校における支援体制の整備を一層充実していくことが重要な課題であるため、大学等への委託により特別支援教育に関する研修を実施し、特別支援教育に関わる教師の専門性の向上に取り組むとともに、「発達障害の可能性のある児童

生徒等に対する支援事業」等の各種事業の実施や、地方財政措置において、障害のある子供の学校における日常生活上・学習活動上のサポートを行う「特別支援教育支援員」の配置が行われている。さらに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所においては、国の政策課題等に対応した研究、指導者養成のための研修や講義配信による幅広い教師の資質向上支援等を行っている。

## (若年無業者、ひきこもり等の子供・若者への支援)

### 地域のネットワークを通じた子供・若者への支援

2010年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」(平成21年法律第71号)第19条では、地方公共団体は、若年無業者やひきこもり、不登校等の社会生活を営む上での困難を有する子供・若者に対し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かした相談、助言、指導等の支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、「子ども・若者支援地域協議会」を置くよう努めるものとされている。また、同法第13条では、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介そのほかの必要な情報の提供及び助言を行う拠点である「子ども・若者総合相談センター」としての機能を担う体制を確保するよう努めるものとされている。このため、内閣府では「子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業」及び「子ども・若者総合相談センター強化推進事業」を実施しており、2021年1月1日現在、128の地域に「子ども・若者支援地域協議会」が、96の地域に「子ども・若者総合相談センター」がそれぞれ設置されている。また、困難を有する子供・若者に対する支援に携わる人材養成を図るため、アウトリーチ(訪問支援)研修を始めとする各種研修を実施している。

## (遺児への支援)

### 遺児への支援

2014年度に東日本大震災被災地の子供と家族に対する健康・生活支援のために創設した「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」は、2015年度には復興庁所管の「被災者健康・生活支援総合交付金」内の事業となり、2016年度には「被災者支援総合交付金」内の事業として引き続き計上し、2020年度も児童精神科医等が巡回相談により子供の心のケア等を行う「親を亡くした子ども等への相談・援助事業」を実施した。

交通事故遺児支援については、自動車事故による交通遺児等の健全な育成を図るため、独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)において、中学校卒業までの遺児等を対象に、育成資金の無利子貸付を行うとともに、公益財団法人交通遺児等育成基金においては、満16歳未満の遺児を加入対象に、育成給付金の支給を満19歳に達するまで行っている。

自死遺児支援については、2006年10月に施行された「自殺対策基本法」(平成18年法律第85号)を踏まえ、自殺又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等に対する適切な支援を行うため、遺族のための自助グループ等の地域における活動を支援するなど、地方公共団体との連携の下、自死遺族支援施策の中で関連施策の推進に取り組んでいる。具体的には、地域自殺対策緊急強化基金を活用して、地方公共団体において、自死遺児支援のためのつどいの開催等の取組を実施している。

## (定住外国人の子供に対する就学支援)

### 定住外国人の子供に対する就学支援

外国人については、保護者が希望する場合には、その子供を公立の義務教育諸学校に無償で就学させることができる。2020年5月



現在、我が国の公立の小学校、中学校、高等学校などに在籍する外国人児童生徒の数は10万8,826人である。また、日本語指導が必要な外国人児童生徒の数は、2018年5月現在で4万755人であり、前回調査の2016年度と比べて6,420人（約18.7%）増加しており、多数在籍している。他方、2019年に文部科学省が初の全国調査として実施した「外国人の子供の就学状況等調査」では、約2万人の外国人の子供が不就学の状況にある可能性が明らかになった。

このような状況を踏まえ、文部科学省では、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（2020年6月23日閣議決定）に基づき、外国人の子供の就学促進等について地方公共団体が講ずべき事項を取りまとめた「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を策定し、同年7月に通知するとともに、就学に課題を抱える外国人の子供を対象とした、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する地方公共団体を補助する事業を実施している。

また、学校における指導体制の整備充実のため、2026年度までに日本語指導が必要な児童生徒18人に対して1人の教員が基礎定数として措置されるよう、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（昭和33年法律第116号）の規定に基づいた着実な改善を図るとともに、外国人児童生徒等の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制の構築を図るため、各地方公共団体が行う公立学校への受入促進、日本語と教科の統合指導・生活指導等を含めた総合的・多面的な指導、保護者を含めた支援体制の整備等に関する取組を支援する事業を実施している。

2014年には、日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」を編成し、個別の日本語指導を教育課程に位置付けて実施できるよう制度改正を行った。

その他、教育委員会へのアドバイスや教員

研修の充実のため、「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣や、独立行政法人教職員支援機構による、外国人児童生徒教育に携わる教員や校長・教頭などの管理職及び指導主事を対象とした、学校全体での外国人児童生徒の受入れ体制の整備、関係機関との連携、日本語指導の方法等を主な内容とした指導者養成研修を実施している。

## 11 社会全体で子育てを応援する機運の醸成

### （子育て世帯をやさしく包み込む社会的機運の醸成）

#### 多様な主体の連携による子育てにやさしい社会的機運の醸成（再掲）

第1章 第4節 1 結婚を希望する人を応援し、子育て世帯をやさしく包み込む社会的機運の醸成 多様な主体の連携による子育てにやさしい社会的機運の醸成 を参照のこと。

#### 子育て支援パスポート事業の普及・促進（再掲）

第1章 第4節 1 結婚を希望する人を応援し、子育て世帯をやさしく包み込む社会的機運の醸成 子育て支援パスポート事業の普及・促進 を参照のこと。

#### 「家族の日」「家族の週間」等を通じた理解促進（再掲）

第1章 第4節 1 結婚を希望する人を応援し、子育て世帯をやさしく包み込む社会的機運の醸成 「家族の日」「家族の週間」等を通じた理解促進 を参照のこと。

#### マタニティマーク、ベビーカーマークの普及啓発（再掲）

第1章 第4節 1 結婚を希望する人を応援し、子育て世帯をやさしく包み込む社会的機運の醸成 マタニティマーク、ベビー

カーマークの普及啓発 を参照のこと。

### **(妊娠中の方や子供連れに優しい施設や外出しやすい環境の整備) (再掲)**

#### **公共交通機関での子供連れ家族への配慮などの環境整備 (再掲)**

第1章 第4節 2 妊娠中の方や子供連れに優しい施設や外出しやすい環境の整備  
公共交通機関での子供連れ家族への配慮などの環境整備 を参照のこと。

#### **子育てバリアフリーの推進 (再掲)**

第1章 第4節 2 妊娠中の方や子供連れに優しい施設や外出しやすい環境の整備  
子育てバリアフリーの推進 を参照のこと。

#### **道路交通環境の整備 (再掲)**

第1章 第4節 2 妊娠中の方や子供連れに優しい施設や外出しやすい環境の整備  
道路交通環境の整備 を参照のこと。

## **12 子育て分野におけるICTやAI等の適切な活用**

### **地域におけるAI・IoT等の活用の推進 (再掲)**

第1章 第5節 1 結婚支援・子育て分野におけるICTやAI等の科学技術の成果の活用促進  
地域におけるAI・IoT等の活用の推進 を参照のこと。

### **子育てワンストップサービスの推進 (再掲)**

第1章 第5節 1 結婚支援・子育て分野におけるICTやAI等の科学技術の成果の活用促進  
子育てワンストップサービスの推進 を参照のこと。

### **子育てノンストップサービスの推進 (再掲)**

第1章 第5節 1 結婚支援・子育て分野におけるICTやAI等の科学技術の成果の活用促進  
子育てノンストップサービスの推進 を参照のこと。

### **ICTを活用した子育て支援サービス (Baby tech) の普及促進 (再掲)**

第1章 第5節 1 結婚支援・子育て分野におけるICTやAI等の科学技術の成果の活用促進  
ICTを活用した子育て支援サービス (Baby tech) の普及促進 を参照のこと。